

# 「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加 機会の確保に関する特例要領」等の一部改正について

## 1 改正概要

### ○ 適用範囲の拡大

「建設業者の合併等に伴う入札参加資格審査及び入札参加機会の確保に関する要領の一部を改正する要領」（平成 23 年 3 月 30 日建管－ 2292。以下「一部改正要領」という。）による改正後の制度の適用範囲を平成 23 年 1 月 1 日以降の合併等に拡大した。

### ○ 平成23年3月30日改正の経過措置

平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで合併等を行った合併等会社は、平成 23 年 3 月 30 日改正前の制度又は改正後の制度を選択して申請できることとした。

(平成 23 年 3 月 30 日建管－ 2292 附則の改正)

### ○ 合併特例措置の申請期限の設定

合併等日から 6 月以上経過した場合は申請を行うことができないものとした。

ただし、施行日以前の合併等（平成 23 年 1 月 1 日以降の合併等に限る）を行った合併等会社は、合併等日にかかわらず施行日から 6 月間は申請を行うことができるものとした。

(平成 14 年 5 月 31 日建管－ 639 の改正)

## 2 施行期日

本改正は平成 23 年 7 月 28 日から施行する。